

# I 総則

第1章	計画の方針	1
第2章	豊島区の概況	3
第3章	計画の前提条件	5
第4章	減災目標	10
第5章	行政機関、区民及び事業者等の基本的責務	12
第6章	防災関係機関業務大綱	14



# 第 1 章 計 画 の 方 針

## 第 1 節 計画の目的

豊島区地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、豊島区防災会議が策定する計画である。

この計画に基づき、区、東京都及び関係機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関（以下「防災関係機関」という）、区民及び地域防災組織が持てる力を有効に発揮し、連携を強化することにより、「自助」「共助」「公助」を実現し、区の地域における災害予防、応急・復旧対策、震災復興を力強く推進し、区民の生命、身体及び財産を保護するとともに、都市機能の維持・回復を図り、区全体の防災対応力を向上させることを目的とする。

## 第 2 節 計画の性格及び範囲

- 地域防災計画は、区の地域にかかる防災に関し、区の処理すべき事務または業務を中心として、防災関係機関が処理する事務または業務を包含する総合的かつ基本的な計画である。
- この計画に基づき、防災関係機関の責任を明確にするとともに、事務または業務を有機的に結合する。
- この計画は、災害対策の基本計画として位置づける。

## 第 3 節 計画の前提

- 1 「Ⅱ 震災対策編」
  - 東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月）」及び「東京都地域防災計画（令和元年修正・令和元年7月）」を前提とする。
  - 社会経済情勢の変化、国や都の動向、区民・区議会の意見、阪神・淡路大震災、東日本大震災及び熊本地震などから得られた教訓・課題などを反映する。
  - 豊島区防災対策基本条例（平成25年3月25日条例第6号）の基本理念である「自助」「共助」「公助」の考え方を反映する。
  - 高齢者、障害者、女性、子ども、外国人などとともに、災害対策基本法を踏まえ、防災対策への女性参画を拡大し、男女の視点に配慮した取組を推進する。
- 2 「Ⅲ 風水害対策編」
  - 過去に、区内で発生した台風、暴風雨、集中豪雨による河川氾濫、水害等の被害のほか、近隣他区をはじめとする都内の自治体の取組なども反映する。
- 3 その他大雪等の異常気象及び大規模事故等の災害
  - 地域防災計画に準じて対応する。

4 令和2年修正の主なポイント

- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、救援センター（避難所）における避難者の過密抑制など感染症対策の対策を取入れた。
- 防災関係機関等の防災対策を最新に反映。

#### 第4節 計画の修正

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年、検討を加え、必要があると認めるときは修正する。各防災関係機関は、関係のある事項について検討し、修正がある場合には、計画修正案を豊島区防災会議に提出する。

#### 第5節 他の法令に基づく計画との関係

地域防災計画は、区の地域における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有し、指定行政機関等が作成する防災業務計画または東京都地域防災計画等に矛盾しまたは抵触するものであってはならない。

#### 第6節 計画の習熟

防災関係機関は、平常時から地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練などを通じて、地域防災計画の習熟を図り、地震災害への対応能力を高めていく。

## 第 2 章 豊 島 区 の 概 況

### 第 1 節 位置・地勢

#### 第 1 位置

- 豊島区は、中央部の経緯度が東経139度43分、北緯35度44分であり、北側を荒川、南側を多摩川に挟まれた武蔵野台地の東部に、また、都区部では西北部に位置し、新宿区、文京区、中野区、北区、板橋区、練馬区と接している。

#### 第 2 地勢等

- 区の面積は、13.01km<sup>2</sup>で東西6.72km、南北3.66kmと東西に長く、海拔は8mから36mと多少起伏はあるが、概ね平坦な台地状となっている。
- 区が位置する武蔵野台地は、関東ローム層と呼ばれる洪積層とともに多孔質であるため、水分を多く含むことができると同時に透水性に富み、水捌けが良い地質である。
- 区内の気候は温暖で、平均気温は16度であるが、近年、「ヒートアイランド化」の影響により、年々上昇する傾向にある

### 第 2 節 人口

#### 第 1 人口

世帯数	人口			人口密度 (1km <sup>2</sup> あたり)	1世帯 あたり人員
	男	女	計		
176,376世帯	146,827人	144,340人	291,167人	22,380人	1.65人

(注) 平成27年国勢調査による。

#### 第 2 昼夜間人口

夜間人口	昼間人口	夜間人口と昼間人口の差	流入人口	流出人口
291,167人	417,146人	125,979人	205,609人	79,630人

(注) 平成27年国勢調査による。

【参照：地域別の世帯及び人口(資料編 I 総則 p.1)、町会別の世帯及び人口(資料編 I 総則p.5)】

**第 3 節 生活環境**

土地利用 (平成23年度 土地利用 現況調査)	非宅地面積	405.21 ha	
	公園、墓地、運動場等	47.93 ha	
	屋外利用地、未利用地等	59.93 ha	
	道路、鉄道、河川	297.35 ha	
	宅地面積	893.27 ha (100%)	
	公共系施設	135.53 ha (15.2%)	
	事務所	58.74 ha (6.6%)	
	専用商業施設	24.79 ha (2.8%)	
	宿泊・遊興・スポーツ・興業施設	17.15 ha (1.9%)	
	住商併用施設	69.38 ha (7.7%)	
独立住宅	275.29 ha (30.8%)		
集合住宅	284.95 ha (31.9%)		
工業系施設	27.44 ha (3.1%)		
道 路 (29.4.1)	総 延 長	303,353 m	総面積 2,240,184 m <sup>2</sup>
	国 道	4,837 m	156,898 m <sup>2</sup>
	都 道	15,287 m	434,483 m <sup>2</sup>
	区 道	283,229 m	1,648,803 m <sup>2</sup>
公 園 (29.4.1)	総 面 積	163か所	211,176 m <sup>2</sup>
	公園 (目白の森・池袋の森・目白庭園を含む)	89か所	184,796 m <sup>2</sup>
	児童遊園 (仮児童遊園を含む)	74か所	26,380 m <sup>2</sup>
上 下 水 道	上水道普及率	100 %	
	下水道普及率	100 %	

【参照：産業大分類別事業所数及び従業者数(資料編 I 総則 p.9)】

## 第 3 章 計 画 の 前 提 条 件

### 第 1 節 基本的な考え方

「首都直下地震等による東京の被害想定」において示された前提条件及び豊島区に係る被害想定を、計画の前提条件とする。

### 第 2 節 首都直下地震等による東京の被害想定

#### 第 1 前提条件

##### 1 想定地震

項 目	内 容			
種 類	東京湾北部地震	多摩直下地震 (プレート境界多摩地震)	元禄型関東地震	立川断層帯地震
震 源	東京湾北部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域
規 模	マグニチュード(以下「M」と表記する)7.3		M8.2	M7.4
震源の深さ	約20～35km		約0～30km	約2～20km

##### 2 気象条件等

季節・時刻・風速	内 容
冬の朝5時  風速 4m/秒 8m/秒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 兵庫県南部地震と同じ発生時間。</li> <li>○ 多くの人々が自宅です寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。</li> <li>○ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。</li> </ul>
冬の昼12時  風速 4m/秒 8m/秒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。</li> <li>○ 住宅内滞留者数は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は他の時間帯と比較して少ない。</li> </ul>
冬の夕方18時  風速 4m/秒 8m/秒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース</li> <li>○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため多数の人が滞留</li> <li>○ ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。</li> <li>○ 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。</li> </ul>

## 第2 豊島区に係る被害想定

豊島区の被害想定は、前提条件のうち、特に大きな被害が想定される東京湾北部を震源とする地震の場合とする。

### 1 想定された主な被害の概要

豊 島 区				
条 件	種類及び規模		東京湾北部地震 M7.3	
	予想震度階（区内における面積比率）		6弱（88.4%）～6強（11.6%）	
	時期及び時刻		冬の夕方18時	
	風速		8m/秒	
物 的 被 害	建 物 全 壊 数  原 因 別	ゆれ	1,672棟	
		液状化	3棟	
		急傾斜地崩壊	4棟	
		計	1,679棟	
	火 災	出火件数	8件	
		焼失棟数(倒壊建物を含む)	1,355棟	
		焼失棟数(倒壊建物を含まず)	1,315棟	
	ラ イ フ ラ イ ン	電力(停電率)	10.0%	
		通信(固定電話不通率)	2.4%	
		ガス(低圧供給支障率・ブロック内全域)	0.2%	
		ガス(低圧供給支障率・ブロック内1/3)	88.0%	
		上水道(断水率)	23.9%	
		下水道(下水道管きょ被害率)	24.7%	
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		183台	
	震災廃棄物		65万t	
	人 的 被 害	死者（うち災害時要援護者死者数）		121人（48人）
		負傷者（うち重傷者）		2,778人（279人）
		避難人口		52,485人
		（うち避難生活者数）		34,115人
（うち疎開者人口）		18,370人		
滞留者数（うち屋外被災者）		374,171人（45,507人）		
徒歩帰宅困難者数		140,005人		
自力脱出困難者		770人		

### 2 前提とする震災のシナリオ

被害想定を受けて、この計画で前提とするシナリオを作成した。

発災	1時間	3時間（概況把握）	12時間（概況把握）	1日	3日	1週間
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物や塀が倒壊 →全壊建物 1,679 棟</li> <li>○ 落下物の発生</li> <li>○ エレベーターの停止 →183 台</li> <li>○ 火災の発生 →出火8件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火災が拡大延焼</li> <li>○ 消火、救出救助活動にあたる</li> </ul>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 死亡者の発生→121 人</li> <li>○ 生き埋め者、閉じ込め者の発生 自力脱出困難者→770 人</li> <li>○ ゆれ、建物被害による負傷者→2,556 人</li> <li>○ 火災、ブロック塀倒壊等による負傷者 →222 人</li> <li>○ 倒壊や入口部分が被災したマンション、 アパート等で閉じ込め者が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療施設、医療救護所に 負傷者が殺到</li> <li>○ 外科病院などに患者が集中</li> <li>○ 医師、看護師等、医薬品 （常備薬）等の不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療関係者の指揮命令 システムの混乱</li> <li>○ 広域搬送の必要性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外部からの心援 活動本格化</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ おおむね延焼火災終息 →焼失 1,355 棟</li> <li>○ 症状の移行 内科・小児科・ 精神科系へ</li> <li>○ 身元確認の難航</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療施設の被害発生 ○ 入院患者の搬送先 搬送手段確保の難航</li> <li>○ 福祉施設の被害発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救出された負傷者の搬送先 搬送手段確保の難航</li> <li>○ 医療関係の問い合わせが 殺到</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医師・看護師等 の疲労</li> <li>○ 救援センターの 医療・衛生環境 の深刻化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症発生の懸念</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難者の発生 ○ 地域集合場所等に被災者が 集まる</li> <li>○ 安否や地域の状況を確認 しあう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 近隣住民や地域防災組織による 要配慮者の安否確認</li> <li>○ 要配慮者の救援センターへの 誘導搬送の開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救援センターに被災者が つめかける</li> <li>○ 救援センターの 開設が混乱する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救援センター 運営開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難者数がピークを迎える→52,485 人 → 救援センターでの集団生活に混乱 → 要配慮者への対応が混乱</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難者が徐々に減 少、閉鎖する救援 センターも見られる</li> <li>○ 救援センターの運営 が本格化</li> <li>○ 救援センターの生活 が長期化</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通事故や渋滞の発生</li> <li>○ 交通機関が全面停止、駅とその周辺で 混乱が発生</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家に留まる被災者 もいる</li> <li>○ 救援センターがわからず 右往左往する人がいる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急輸送道路に 渋滞が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災した建物に留まっている人がいる → 救援センターに行きたくても行けない 要配慮者などの支援 → 在宅被災者が支援を受けに救援センター にやってくる</li> <li>○ 救援センターに入れなかった人々が 屋外でテント生活などを開始</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通機関利用者や商業施設の買い物客 などの一部が施設の外に出てくる</li> <li>○ 歩行者、買い物客等に負傷者が続出</li> <li>○ ライフラインがストップ</li> <li>○ 電話の通話規制がかかる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 駅周辺で多数の滞留者が発生 →374,171 人</li> <li>○ 情報収集・伝達が難航</li> <li>○ 駅・商業施設・公園等に滞留</li> <li>○ 避難施設や情報を求め混乱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家が近い滞留者の一部が 移動開始</li> <li>○ 徒歩帰宅困難者の発生 →140,005 人</li> <li>○ 一時滞在施設開設・ 誘導開始</li> <li>○ 救援センターに避難 する帰宅困難者もいる</li> <li>○ 在勤・在学者の多くは 職場・学校に留まる</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通機関の一部が再開する</li> <li>○ 再開路線等を利用する帰宅困難者が 移動開始</li> <li>○ ライフラインの一部が復旧する</li> <li>○ 区内の備蓄物資がなくなる</li> <li>○ 災害廃棄物、生ごみ等の大量発生 → 震災廃棄物 65 万トン</li> <li>○ ボランティアがやってくる</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路、交通機関の復旧 開始</li> <li>○ 他の帰宅困難者も 移動開始</li> <li>○ 他の地方からの救援 物資が届き始める</li> <li>○ 区内物資集積拠点での 仕分け作業が大変</li> </ul>

## 第3節 地域危険度

都は、東京都震災対策条例に基づき、概ね5年ごとに地域危険度測定調査を実施し、平成30年2月に「地震に関する地域危険度測定調査（第8回）」の結果を公表した。

### 第1 調査の目的

- 地震に強い都市づくりの指標とする。
- 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。
- 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。

### 第2 調査項目

- 特定の震源を想定せずに、その地域の地震に対する危険度の度合を地域間で相対的に比較して、5段階で評価している。
- 危険度には、「建物倒壊危険度」、「火災危険度」、第7回から測定を開始した「災害時活動困難度」、「総合危険度」がある。第8回調査では、従来の指標である「建物倒壊危険度」、「火災危険度」の各値に、道路整備状況等から評価した「災害時活動困難度」の値を掛け合わせ、それを合算し「総合危険度」を測定している。

### 第3 調査結果

ランク		←危険度・低い 危険度・高い→				
		1	2	3	4	5
建物倒壊危険度	町丁目数	11	50	22	0	0
	構成比	13.3%	60.2%	26.5%	0.0%	0.0%
火災危険度	町丁目数	17	32	24	10	0
	構成比	20.5%	38.5%	28.9%	12.1%	0.0%
災害時活動困難度	町丁目数	25	30	23	4	1
	構成比	30.1%	36.2%	27.7%	4.8%	1.2%
総合危険度	町丁目数	19	21	32	11	0
	構成比	22.9%	25.3%	38.5%	13.3%	0.0%

(第8回東京都地域危険度測定調査 平成30年2月 公表)

【参照：豊島区における地域危険度一覧(資料編 I 総則p.10)】

## 第4節 複合災害としての取り組み

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策は、災害対策においても新たな対応を行うことが必要となった。

このため、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中で、大規模地震又は風水害あるいはこれらが同時または短期間に立て続けに発生する、複合災害を前提とした取り組みを推進する。

## 第1 感染症対策

災害発生時には、ライフラインの途絶や衛生環境の悪化、食料不足による免疫力の低下など、様々な要因が重なり感染症の流行が報告されている。

また、感染症が蔓延している時期に災害が発生した場合には、医療活動の停滞等により感染拡大や感染期間の長期化等が課題となる。

このため、避難対策、備蓄態勢等について感染症対策を講じた災害対応を推進していく。

## 第2 分散避難の推進

災害時の救援センターは過密となるため、感染症の感染拡大リスクが高まることとなる。

救援センターの過密抑制対策及び区民の感染リスク回避のためには、従来の救援センターへの避難所避難から、自宅に留まる在宅避難、親族・知人宅等への縁故避難など避難所への避難者の集中を回避する分散避難を促進する。

## 第5節 風水害の被害

- 区内では、昭和期に神田川流域の高田地域を中心として、台風や集中豪雨による河川の氾濫による浸水被害が発生した。
- 平成期からは、河川の氾濫による被害は発生していないが、短時間であっても、下水処理の能力（毎時概ね50mm）を超える降雨による局地的な浸水の被害は、毎年発生している。

【参照：近年の水害による被害状況(資料編 III 風水害対策編p.1)】

## 第 4 章 減 災 目 標

豊島区は、「東京都地域防災計画 震災編（令和元年修正）」で示された「被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）」や区の防災施策による効果を踏まえた減災目標を掲げるとともに、目標の達成をめざして、国や東京都、区民、事業者と協力して対策を推進していく。

減災目標は、10年以内に達成する。ただし、迅速な対応が必要となる対策は、可能な限り早期に達成する。

### 目標1

- (1) 死者を70人減少させる。
- (2) 避難者を約23,000人減少させる。
- (3) 建築物の全壊・焼失棟数を約2,000棟減少させる。

○ 東京湾北部地震（冬の夕方18時、風速8 m/秒）のケースで、揺れや火災による死者（約120人）を約70人、避難者（約53,000人）を約23,000人、倒壊や焼失による建築物の全壊棟数（約3,000棟）を約2,000棟、それぞれ減少させる。

#### <目標を達成するための主な対策>

- ・ 住宅の耐震化率を令和2年度末までに95%、令和7年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する。
- ・ 木造住宅密集地域（整備地域）の不燃領域率を早期に70%にする。
- ・ 特定整備路線を一日も早く全線整備する。
- ・ 地域防災組織等の充実により、初期消火、要配慮者の避難支援の迅速化を進める。
- ・ 消防団活動体制の充実により、災害活動力の向上を図る。
- ・ 家具類の転倒・落下・移動防止の推進により、死者・負傷者の減少を図る。

### 目標2

企業等の備蓄や一時滞在施設の確保により、帰宅困難者14万人の安全を確保する。

○ 帰宅困難者（\*18）14万人について、企業による備蓄を促進し、一斉帰宅を抑制するとともに、一時滞在施設の確保などを進めることにより、全ての帰宅困難者の安全を確保する。

#### <目標を達成するための主な対策>

- ・ 東京都帰宅困難者対策条例及び豊島区防災対策基本条例に基づき、事業所は、従業者等の施設内待機のための計画を策定し、従業者等への周知や3日分の備蓄の確保などに取り組む。
- ・ 企業や学校等に所属していない、行き場のない帰宅困難者を待機させるため、一時滞在施設を確保する。
- ・ 混乱収拾後に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、災害時帰宅支援ステーションの周知を図る。
- ・ 徒歩帰宅が困難な要配慮者のために、バスなどの代替輸送手段等に関する情報提供や誘導

を実施する。

### 目標3

- (1) ライフラインを60日以内に95%以上回復する。  
 (2) 救援センター（避難所）の環境整備などにより被災者の当面の生活を支えるとともに、早期に被災者の生活再建の道筋をつける。

- 被災者の生活を早期に回復するため、全てのライフラインについて、被災から60日以内に機能を95%以上回復させるための活動を支援する。
- 救援センター（避難所）の環境整備などにより被災者の当面の生活を支えるとともに、早期に被災者の生活再建の道筋をつける。

#### <目標を達成するための主な対策>

(ライフラインの回復)

- ・ 復旧のための資機材等の一時配置スペースの確保・提供や道路障害物除去による工事車両の通行確保等により、円滑なライフライン復旧活動を支援する。

(生活再建の早期化)

- ・ 震災後の速やかな復旧・復興を実現するため、震災復興体制の強化・充実に取り組む。
- ・ 罹災証明に係るシステム（被災者生活再建支援システム）を活用し、罹災証明書を速やかに発行できる体制を構築する。
- ・ 義援金の迅速な配分体制の構築など、震災後の被災者の生活再建を総合的に支援する。

## 第 5 章 行政機関、区民及び事業者等の基本的責務

- 区民は、自らの身は自ら守ることを防災の基本とし、平常時から自主的に地震災害に備えるとともに、行政が実施する防災活動と連携・協力する。
- 事業者は、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献などの役割を認識し、防災体制の整備や防災訓練の実施に努めるとともに、災害時に帰宅困難が想定される従業員等を保護するため、非常時の飲料水・食料等を備蓄するなど防災対策を推進する。
- 外出者は、災害時にむやみに移動しないために平常時から備えるとともに、区等が実施する応急対策の協力を努める。
- 区、区民、事業者及び外出者が震災対策を推進する上で、それぞれが果たすべき基本的責務を次のとおりとする。

主 体	基 本 的 責 務
豊 島 区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予防対策及び応急対策のあらゆる施策を通じて、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、安全を確保するとともに、災害後の区民生活の再建及び安定並びに被災市街地の復興を図るため、最大限の努力を払わなければならない。</li> <li>○ 防災対策の実施にあたり、国、都及び他区市町村との連絡調整とともに、区民、事業者、地域防災組織及び防災関係機関との連携・協力で平常時から努めなければならない。</li> <li>○ 防災対策を的確かつ円滑に実施しなければならない。</li> <li>○ 災害発生後、区民生活の早期安定をめざして、業務継続計画を策定し、計画に基づく対策を確実に実施する上で不可欠な物資の備蓄、電力及び燃料等の確保に努めるとともに、必要に応じて、計画の検証に取り組まなければならない。</li> <li>○ 要配慮者に対する施策を推進するよう努めなければならない。</li> <li>○ 職員に区民の安全確保が職務の基本であることを自覚させるとともに、防災に関する知識及び技術の習得に努めさせなければならない。</li> </ul>
区 民	<p>&lt;自助に関わる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平常時から防災に関する知識及び情報を収集し、防災知識・防災意識の向上とともに、災害からの自身の安全確保に努めなければならない。</li> <li>○ 次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講じるよう努めなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保</li> <li>・ 家具等の転倒・落下・移動防止</li> <li>・ 出火の防止</li> <li>・ 初期消火に必要な用具の準備</li> <li>・ 飲料水及び食糧の確保</li> <li>・ 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認</li> <li>・ 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保</li> </ul> </li> </ul>

	<p>&lt;共助に関わる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時における負傷者の救護、要配慮者の支援及び帰宅困難者対策等の応急活動に協力するよう努めなければならない。</li> <li>○ 災害による被害からの生活再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、相互に協力して自らの生活再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。</li> <li>○ 平常時から地域での良好な関係づくり努めるとともに、自発的な防災訓練への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承などに取り組み、区の防災性の向上に寄与するよう努めなければならない。</li> </ul>
<p>事業者</p>	<p>&lt;自助に関わる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、従業者及び事業所に来所する者の安全確保及び災害に関する情報提供に努めなければならない。</li> <li>○ 災害時に従業者の一斉帰宅を抑制するため、従業者の3日分の飲料水、食糧等の備蓄とともに、帰宅困難者のための必要な物資を確保するよう努めなければならない。</li> <li>○ 学校等の設置者または管理者は、災害時に施設内の待機指示その他、生徒等の安全確保に必要な措置を講じるよう努めなければならない。</li> <li>○ 事業活動において災害による被害を防止するため、都及び区が作成する防災計画を基準に事業所単位の防災計画を作成しなければならない。</li> <li>○ 事業継続が地域社会の復旧・復興に寄与することを自覚し、事業継続計画の策定とともに、必要に応じて、検証に努めなければならない。</li> </ul>
	<p>&lt;共助に関わる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域防災組織と連携を図り、地域での自主的な防災活動に協力するとともに、区及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努めなければならない。</li> <li>○ 災害による被害の防止、被災した区民の生活再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大限の努力を払わなければならない。</li> <li>○ 災害時において、区、他の事業者及び防災関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。</li> <li>○ 要配慮者の安全確保に配慮するよう努めなければならない。</li> </ul>
<p>外出者</p>	<p>&lt;自助に関わる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自身の安全を確保するため、むやみに移動せず、災害時の混乱を防止するよう努めなければならない。</li> <li>○ 災害時に安全に帰宅できるよう、家族との連絡手段の確保、徒歩による帰宅経路の確認など、必要な事前準備に努めなければならない。</li> </ul> <p>&lt;共助に関わる事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時の被害を最小限にとどめるため、区、防災関係機関等が実施する応急対策に協力するよう努めなければならない。</li> <li>○ 災害による負傷者の救護その他、被害を最小とするための応急活動に協力するとともに、相互に助け合い、安全な帰宅に努めなければならない。</li> </ul>

## 第 6 章 防災関係機関業務大綱

### 第 1 区の災害予防計画の推進体制

- 総務部（防災危機管理課）は、防災政策の基本的な方針の策定及び総合調整の機能を強化し、災害発生時には速やかに災害対策本部指令情報部へ移行できる体制を構築する。
- 各部局は、地域防災計画に基づき、所管する防災施設の維持管理や必要な資器材の備蓄、防災訓練の実施などに取り組み、災害発生時に担う事務または業務を確実に遂行できる体制を整備する。

### 第 2 区（災害対策本部）

機関の名称	事務または業務の大綱
共 通 事 項	(1) 部内の連絡調整に関すること。 (2) 所管施設の保全・復旧及び所管業務の遂行に関すること。 (3) 所管業務に関連した災害対策に関すること。
指令情報部	(1) 都及び関係防災機関との連絡調整に関すること。 (2) 本部通信情報の総括に関すること。 (3) 救助物資及び応急資器材の輸送に関すること。 (4) 応急給水活動に関すること。 (5) 災害応急復旧の調整に関すること。 (6) 被害状況、応急措置状況等の集約、資料作成並びに本部長への報告に関すること。
災 対 総 務 部	(1) 本部長室の庶務及び他部との連絡調整に関すること。 (2) 義援金品の受領及び配分計画に関すること。 (3) 本部職員の動員、服務、給与、給食、医療、被服及び派遣に関すること。 (4) 災害対策に必要な物資及び車両等の調達並びに労力の供給並びに工事請負契約に関すること。 (5) 労務者の調達及び供給に関すること。 (6) 庁舎・学校等区有施設の応急整備及び営繕に関すること。 (7) 他の部に属さないこと。
企 画 広 報 部	(1) 情報管理システムの保全及び復旧に関すること。 (2) 災害対策予算に関すること。 (3) 災害に関する広報及び区民相談に関すること。 (4) 報道機関との連絡に関すること。 (5) 震災復興本部の準備に関すること。

機関の名称	事務または業務の大綱
地域防災部	(1) 地域本部の管理運営に関すること。 (2) 救援センター(*11)、補助救援センター(*15)等の設営及び管理運営に関すること。 (3) 被害状況の調査及び報告に関すること。 (4) 救助物資及び応急食料の集積管理に関すること。 (5) 避難者及び被災者の収容及び保護に関すること。 (6) 避難者及び被災者への情報の伝達に関すること。 (7) 避難者及び被災者の避難誘導及び輸送に関すること。 (8) 避難者及び被災者の給水、給食並びに救助物資の配給に関すること。 (9) ボランティアに関すること。
災対環境清掃部	(1) 災害時排出されるごみに関すること。 (2) 災害時排出されるごみ等の迅速処理に関すること。 (3) 清掃車両の管理運行に関すること。 (4) し尿処理に関すること。 (5) 災害廃棄物の処理に関すること。 (6) 災害廃棄物の集積場所の確保・管理・運営に関すること。 (7) 放射性物質対策に関すること。
災対福祉部	(1) 各部ボランティアの要望の調査、集約及び報告に関すること。 (2) 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。 (3) 民生委員との連絡に関すること。 (4) 福祉救援センターの運営状況の集約及び報告に関すること。 (5) 施設利用者等の安全確保・避難誘導に関すること。 (6) 施設の被害状況の調査、集約及び報告に関すること。 (7) 施設の保全管理及び応急修理に関すること。
災対衛生部	(1) 医療機関、防疫機関、医療救護所、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び柔道整復師会等との連絡調整に関すること。 (2) 後方搬送拠点及び医療救護所の開設及び運営に関すること。 (3) 医療救護及び保健衛生に関すること。 (4) 被災地の食品衛生の監視及び指導に関すること。 (5) 防疫活動の指導及び実施に関すること。 (6) 医薬品及び医療資器材の確保、調達、補給及び搬送に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、被災地の保健衛生に関すること。
災対土木部	(1) 緊急障害物除去道路の確保に関すること。 (2) 河川、道路、橋梁等の点検、整備、保全及び復旧に関すること。 (3) 公共土木施設の被害状況調査及び復旧に関すること。 (4) 障害物、土砂等の除去に関すること。 (5) 倒壊家屋の解体に関すること。 (6) 遺体の搬送及び収容に関すること。 (7) 水防活動に関すること。

機関の名称	事務または業務の大綱
災対都市整備部	(1) 都市復興計画に関すること。 (2) 応急仮設住宅の設営及び管理に関すること。 (3) 区営住宅（区管理住宅）等の管理に関すること。 (4) 被災建築物（住宅中心）応急危険度判定及び応急修理対策に関すること。
教 育 部	(1) 児童及び生徒の避難、収容及び保護に関すること。 (2) 児童及び生徒の応急教育に関すること。 (3) 被災児童及び生徒の学用品等の供給に関すること。 (4) 被災児童生徒等の心理的ケアに関すること。 (5) 救援センター、補助救援センター等の設営及び管理に対する協力に関すること。
出 納 部	現金及び物品の出納及び保管に関すること。

### 第3 東京都関係機関

機 関 の 名 称	事務または業務の大綱
建 設 局 (第四建設事務所) (東部公園緑地事務所)	(1) 河川、道路、橋梁の保全及び復旧に関すること。 (2) 水防に関すること。 (3) 河川、道路等における障害物の除去に関すること。 (4) 都立公園の保全及び震災時の利用に関すること。
交 通 局 (巣鴨駅務管区) (巣鴨自動車営業所) (荒川電車営業所)	(1) 都営交通施設の保全に関すること。 (2) 電車、バス等による輸送協力に関すること。
水 道 局 (中央支所) (豊島営業所)	(1) 応急給水に関すること。 (2) 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。
下 水 道 局 (北部下水道事務所) (豊島出張所)	(1) 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 (2) 仮設トイレ等のし尿の受け入れ・処理に関すること。
警 視 庁 (第五方面本部) (池袋警察署) (巣鴨警察署) (目白警察署)	(1) 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 (2) 交通規制に関すること。 (3) 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 (4) 行方不明者の捜索及び調査に関すること。 (5) 遺体の見分及び検視に関すること。 (6) 公共の安全と秩序の維持に関すること。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東 京 消 防 庁 (第五消防方面本部) (豊島消防署) (池袋消防署)	(1) 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関すること。 (2) 水火災及びその他災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。 (3) 人命の救助及び救急に関すること。 (4) 危険物施設、火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関すること。 (5) 住民の防災意識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関すること。 (6) 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること。

#### 第4 自衛隊

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸 上 自 衛 隊 (第1師団第1普通科連隊)	(1) 災害派遣の計画及び準備 ア 防災関係資料の基礎調査 イ 災害派遣計画の作成及び豊島区地域防災計画への意見提出 ウ 防災に関する訓練の実施 ・ 自衛隊の実施する訓練 ・ 豊島区地域防災計画に基づく防災に関する訓練への参加 (2) 災害派遣の実施 ○ 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧に関すること。 ○ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡に関すること。

#### 第5 指定公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日 本 郵 便 株 式 会 社 (豊島郵便局)	(1) 郵便、為替貯金及び簡易保険の各事業の業務運行の確保に関すること。 (2) 災害時における郵政事業災害特別事務取り扱いに関すること。 ・ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付。 ・ 被災者が差し出す郵便物の料金免除。 ・ 被災地あて救助用郵便物の料金免除。 ・ 被災者救援のための寄付金送付用郵便為替の料金免除。 ・ 為替貯金業務の非常取り扱い。 ・ 簡易保険業務の非常取り扱い。
東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 (池袋、大塚、巣鴨 駒込、目白の各駅)	(1) 鉄道施設等の工事計画及び保全に関すること。 (2) 災害時における鉄道車輛等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東日本電信電話株式会社	(1) 電信電話施設の建設及び保全に関すること。 (2) 災害時における通信の確保に関すること。 (3) その他の災害対策に関すること。
日本赤十字社 (東京都支部豊島区地区)	(1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産救護の実施に関すること。 (2) 義援金品の受領、配分及び募金に関すること。
首都高速道路株式会社	(1) 首都高速道路の保全に関すること。 (2) 首都高速道路の災害復旧に関すること。 (3) 災害時における緊急交通路の確保に関すること
東京電力パワーグリッド株式会社 大塚支社	(1) 電力施設等の建設及び安全保全に関すること。 (2) 電力需給に関すること。
東京ガス株式会社 (北部支店) (北部導管ネットワーク)	(1) ガス供給施設(製造施設等を含む)の建設及び安全確保に関すること。 (2) ガスの供給に関すること。

## 第6 指定地方公共機関等

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東武鉄道株式会社 (東上業務部・各駅) 西武鉄道株式会社 (各 駅) 東京地下鉄株式会社 (各 駅)	(1) 鉄道施設等の安全保安に関すること。 (2) 災害時における鉄道車輛等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること。
関東地方整備局	緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

## 第7 公共的団体

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
豊島区医師会 豊島区歯科医師会 豊島区薬剤師会	(1) 医療及び助産活動に関すること。 (2) 防疫の協力に関すること。 (3) 衛生材料の確保に関すること。 (4) 遺体の検視・検案の協力に関すること。(医師会・歯科医師会)
豊島ケーブルネットワーク株式会社	(1) 災害の予防・事前対策に関すること。 (2) 災害発生可能性の広報に関すること。 (3) 災害時の広報に関すること。 (4) 災害復旧状況に関する広報に関すること。